

従業員の皆様へ

2025年1月20日

労使協定のための労働者代表立候補者選任のご案内

日々の業務、お疲れ様です。

さて2020年4月施行の同一労働同一賃金の改正派遣法に基づき、弊社では労使協定方式を採用しております。

労使協定を締結するためには過半数労働者代表を選任する必要があります。

したがって弊社における労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」

(以下「労働者代表」という)を選出するにあたり、以下のスケジュールで決定いたします。

詳細は、電子メール及び書面にて「ご案内」をお送りいたしますので、ご確認ください。回答は必須になりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

■立候補の期間：2月4日（火）～2月10日（月）15:00まで

■立候補者への投票期間：2月11日（火）～2月17日（月）15:00まで

本件に関するお問い合わせ先 総務部 : 06-6491-0721